

宇多津町生活安全条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、宇多津町生活安全条例（平成13年宇多津町条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（公共的施設に係る防犯基準）

第2条 条例第8条に規定する公共的施設に係る防犯基準は、別表第1のとおりとする。

（共同住宅に係る防犯上の留意事項）

第3条 条例第9条に規定する共同住宅に係る防犯上の留意事項は、別表第2のとおりとする。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

<p>道路</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として、ガードレール、樹木等により歩道と車道が分離されたものであること。 2 当該道路の周辺の空き地の草むら等につき、道路から見通しを確保するための措置がとられていること。 3 当該道路の周辺に、子ども緊急避難場所等緊急時に子ども等を保護する民間ボランティアの活動拠点（以下「子ども緊急避難場所」という。以下同じ。）があり又は防犯ベル（犯罪の発生のおそれがある場合等非常の場合において、押しボタンを押すことによりベルが吹鳴し、赤色灯が点灯する等の機能を有する装置をいう。以下同じ。）が設置されていること。 4 街路灯、防犯灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度の照度（4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度の照度をいい、水平面照度（地面における照度）が概ね3ルクス程度のものをいう。以下同じ。）が確保されていること。
<p>公園</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 植栽、生垣、ぶらんこ等の遊戯施設等につき、周囲の道路、住居等からの見通しを確保するための措置がとられていること。 2 当該公園の周辺に交番・駐在所、子ども緊急避難場所等があり、又は当該公園に防犯ベルが設置されていること。 3 街路灯、防犯灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度の照度が確保されていること。
<p>駐車場・駐輪場</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 駐車場及び駐輪場の外周が柵等により周囲と区分されたものであること。 2 管理者が常駐し若しくは巡回をし、管理者がモニターするカメラその他の防犯設備が設置され、又は周囲から見通しが確保された構造を有すること。 3 駐車のために供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上の照度がそれぞれ確保されていること。
<p>公衆便所</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路から近い場所等周囲から見通しが確保された場所に設置されていること。 2 建物の入口付近及び内部において、人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度（10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確に分かる程度以上の照度をいい、水平面照度（地面における照度。）が概ね50ルクス以上のものをいう。以下同じ。）が確保されていること。

別表第2 (第3条関係)

共用部分	共用出入口	<ol style="list-style-type: none"> 1 周囲からの見通しが確保された位置等にあること。 2 共用玄関は、各住戸と通話可能なインターホンとこれに連動した電気錠を有した玄関扉によるオートロックシステムが導入されたものであることが望ましい。 3 オートロックシステムが導入されている場合にあつては、共用玄関以外の共用出入口は、扉が設置され、当該扉は自動施錠機能付き錠が設置されたものであること。 4 共用玄関は、人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度が確保されたものであること。 5 共用玄関以外の共用出入口は、人の顔、行動を識別できる程度以上の照度（10メートル先の人の顔、行動が識別でき、誰であるか分かる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね20ルクス以上のものをいう。以下同じ。）が確保されたものであること。
	管理人室	共用玄関、共用メールコーナー、（宅配ボックスを含む。以下同じ。）及びエレベーターホールを見通せる位置又はこれらに近接した位置にあること。
	共用メールコーナー	<ol style="list-style-type: none"> 1 共用玄関付近からの見通しが確保された位置等にあること。 2 人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度が確保されたものであること。
	エレベーターホール	<ol style="list-style-type: none"> 1 共用玄関付近からの見通しが確保された位置等にあること。 2 人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度が確保されたものであること。
	エレベーター	<ol style="list-style-type: none"> 1 かご（人又は物を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）内に防犯カメラが設置されたものであることが望ましい。 2 非常の場合において、押しボタン等によりかご内から外部に連絡又は吹鳴する装置が設置されたものであること。 3 かご及び昇降路の出入口の戸は、外部からかご内を見通せる窓が設置されたものであること。 4 かご内は、人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度が確保されたものであること。
	共用廊下及び共用階段	<ol style="list-style-type: none"> 1 周囲からの見通しが確保された構造等を有するものであることが望ましい。 2 人の顔、行動を識別できる程度以上の照度が確保されたものであること。 3 共用階段は、共用廊下等に開放された形態であることが望ましい。

	自転車置場及びオートバイ置場	<ol style="list-style-type: none"> 1 周囲から見通しが確保された構造等を有するものであること。 2 チェーン用バーラックの設置等盗難防止に有効な措置が講じられたものであること。 3 人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されたものであること。
	駐車場	<ol style="list-style-type: none"> 1 周囲から見通しが確保された構造等を有するものであること。 2 人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されたものであること。
	歩道及び車道等の通路	<ol style="list-style-type: none"> 1 周囲からの見通しが確保された位置にあること。 2 人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されたものであること。
	児童遊園、広場、緑地等	<ol style="list-style-type: none"> 1 周囲からの見通しが確保された位置にあること。 2 人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されたものであること。 3 塀、柵又は垣等は、周囲から死角の原因とならないものであること。
専用部分	各住戸の玄関扉	<ol style="list-style-type: none"> 1 破壊が困難な材質のものであり、また、こじ開け防止に有効な措置が講じられたものであること。 2 破壊及びピッキング（錠前と合鍵によらず特殊な工具によって開錠する方法をいう。）が困難な構造の錠が設置されたものであること。また、補助錠が設置されたものであることが望ましい。 3 ドアスコープ等及びドアチェーン等が設置されたものであること。
	インターホン	<ol style="list-style-type: none"> 1 住戸の玄関の外側との間の通話機能を有するものであること。 2 管理人室が置かれている場合にあつては、管理人室との間の通話機能を、オートロックシステムが導入されている場合にあつては、共用玄関扉の電気錠と連動し、共用玄関の外側との間の通話機能を有するものであることが望ましい。
	住戸の窓	<ol style="list-style-type: none"> 1 共用廊下に面する住戸の窓（侵入のおそれのない小窓を除く。以下同じ）及び接地階に存する住戸の窓のうちバルコニー等に面するもの以外のものは、面格子の設置等侵入防止に有効な措置が講じられたものであること。 2 バルコニー等に面する住戸の窓のうち侵入が想定される階に存するものは、錠付きクレセント、補助錠の設置等侵入防止に有効な措置が講じられたものであることとし、避難計画等に支障のない範囲において窓ガラスの材質は、破壊が困難なものであることが望ましい。
	バルコニー	<ol style="list-style-type: none"> 1 縦樋、手すり等を利用した侵入の防止に有効な構造を有するものであること。 2 バルコニーの手摺りは、見通しが確保されたものであることが望ましい。